

かごしま難病支援ネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、かごしま難病支援ネットワークという。(以下、本ネットワークと称す。) という。

(事務所)

第2条 本ネットワークの事務所は、鹿児島市小野1丁目1-1に置く。

(目的)

第3条 本ネットワークは、難病患者や家族(以下「難病患者等」という。)の自律的な活動を支援し、難病患者等が安心して生活できる療養環境や積極的に社会参加できる環境を整備するため、医療、保健、福祉等の分野に関係する機関等と協働することで、難病患者等が自立して生活できる社会の創造を目的とする。

(非営利・不偏不党の原則)

第4条 本ネットワークは、営利を主たる目的とした活動は行わない。但し、前条の目的を達成するために事業を実施する場合にあっては、この限りではない。

2 本ネットワークは、特定の政党、政治団体及び宗教を支援・普及する活動は行わず、また、自ら政党若しくは宗教組織としての活動は行わない。

(事業)

第5条 本ネットワークは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 難病患者等の悩みや不安に対する相談や支援に関する事業
- (2) 難病に関する普及啓発に関する事業
- (3) 難病に関する情報収集や情報提供に関する事業
- (4) 鹿児島県難病相談・支援センターに関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本ネットワークの会員は、第3条の目的に賛同する次の者とする。

- (1) 正会員 鹿児島県内に事務所を有し、難病に関する相談支援活動を定期的かつ継続的に行っている又はその能力がある難病患者等の団体。
- (2) 賛助会員 鹿児島県内に事務所又は住所を有し、難病患者等の団体以外で目的のために難病の相談や支援を行う意志のある団体や個人。

(入退会)

第7条 入会に当たっては、別に定める入会申込書により、会長に申し出を行わなければならない。

- 2 会長は、前項の申し出があった場合には、前条に定める要件を確認し、入会を認めなければならない。
- 3 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 団体が消滅したとき
- (3) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (5) 第6条に定める要件を満たしていることを客観的に証明できなくなったとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該会員を除く全正会員の同意により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 本ネットワークの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

第3章 役員

(役員及び選任)

第10条 本ネットワークに次の役員を置き、総会において選任する。

- (1) 会長 正会員1名
- (2) 副会長 正会員2名以内
- (3) 監事 正会員2名

(役員の仕事)

第11条 会長は、本ネットワークを代表し、総括するとともに総会を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその仕事を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行い、監査状況を総会に報告しなければならない。
 - (1) 本ネットワークの業務執行状況を監査すること
 - (2) 本ネットワークの財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号による監査は、随時実施し、監査の結果、不正行為又は法令若しくはこの規約に違反する重大な事実を発見した場合には、直ちに鹿児島県健康増進課（以下「健康増進課」という。）に報告し、同課と協働して事態の改善を図ること
- (4) 前号の場合において、総会の招集を会長に請求すること

(任期等)

第12条 役員の任期は、選任後2年後に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(解任)

第13条 役員は、総会の決議により解任することができる。但し監事を解任する場合は、正会員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は，無報酬とする。

第4章 総会

(総会)

第15条 本ネットワークの総会は，定期総会及び臨時総会とし，定期総会は，毎事業年度の終了後3ヶ月以内に，臨時総会は，必要に応じて会長が招集する。会長もしくは会長が任命した者が議長を務める。

(議事)

第16条 総会は，次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 運営委員を選任及び解任
- (3) 事業計画及び予算に関する事
- (4) 事業報告及び決算に関する事
- (5) 規約の改正に関する事
- (6) その他、本ネットワークの運営に関する事

(決議の方法)

第17条 総会の決議は，第13条及び第29条に定める場合を除き，正会員の過半数が出席し，正会員の過半数をもってこれを行い，可否同数の場合は，議長の決するところによる。

- 2 正会員は，各団体1の決議権を有する。
- 3 やむ得ない理由で総会に出席出来ない正会員は，書面をもって決議し，又は他の正会員を代理人として，決議を委任することができる。
- 4 議事の内容について，特別の利害関係を有する正会員は，その決議に加わることができない。

(議事録)

第18条 会長もしくは、会長が指名した議事録者が作成し、会長及び当日指名された議事録署名人（1～2名）が署名、捺印し事務局に保管する。

第5章 運営委員会

(設置)

第19条 第5条各号に掲げる業務の執行のために運営委員会を置く。

(構成)

第20条 運営委員会の委員は次の者とし、各委員の互選により長を選任する。

- (1) 会長、1名以上の副会長及び監事
- (2) 役員以外の会員3名以上5名以下
- (3) 鹿児島県難病相談・支援センター1名
- (4) その他業務の執行上必要とされる者

(任期等)

第21条 運営委員の任期は、選任後2年後に終了する事業年度に関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、運営委員が欠けた場合における補充の運営委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(業務内容)

第22条 運営委員会は、この規約の定め及び総会の決議に基づき、この団体の業務を執行し、執行状況を総会に報告しなければならない。

- 2 運営委員長は、毎事業年度ごとに3ヶ月を超えない間隔で4回以上、運営委員会を開催し、この団体の予算及び業務執行状況を把握するとともに、業務内容についての協議を行わなければならない。
- 3 運営委員長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に運営委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第23条 運営委員長は、第3条の目的を達成するために必要な業務に関する特定の分野における専門的活動を行うため、分野ごとに専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、運営委員長が指名する会員により構成する。

- 3 専門部会は、運営委員長の求めに応じて、活動状況を報告しなければならない。

(決議の方法)

第24条 運営委員会の決議は、出席委員の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第6章 会計

(事業年度)

第25条 本ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(会計の区分)

第26条 本ネットワークの会計は、次のとおりとする。

- (1) 難病相談・支援センターに関する会計
- (2) その他の事業会計

(事業計画及び予算)

第27条 本ネットワークの事業計画及び予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、運営委員会の決議を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ、収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(事業報告及び決算)

第28条 本ネットワークの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入支出の状況を明らかにする諸表
- (3) 財産の異動状況を明らかにする諸表

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 本ネットワークの規約を変更しようとするときは、あらかじめ運営委員会で案を作成し、健康増進課に協議した上で、総会に出席した正会員の4分の3以上の決議を経なければならない。

第8章 雑則

(顧問)

第30条 会長は、第3条の目的を達成するため必要に応じて、顧問を置き、意見提言を聴くことができる。

(その他)

第31条 その他必要事項は、運営委員会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年2月11日から施行する。
- 2 本ネットワークの設立当初の事業計画及び収支予算は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 3 本ネットワークの設立当初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成24年5月20日改訂。
- 5 この規約は、平成27年6月21日改訂。
- 6 この規約は、平成29年6月25日改訂。